



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *25 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- *26 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)

○ 告示

- 426 道路の区域変更 (道路保全課)
- 427 新道路の供用開始 (")
- 428 道路の区域変更 (")
- 429 新道路の供用開始等 (")
- 430 道路の区域変更 (")
- 431 新道路の供用開始等 (")
- 432 道路の区域変更 (")
- 433 新道路の供用開始等 (")
- 434 道路の区域変更 (")
- 435 新道路の供用開始等 (")
- 436 道路の区域変更 (")
- 437 新道路の供用開始等 (")
- 438 自動車専用道路の指定 (")
- *439 昭和26年和歌山県告示第1132号 (建築基準法第6条第1項第4号の指定)の一部改正 (都市政策課)
- *440 昭和26年和歌山県告示第1333号 (建築基準法第6条第1項第4号の指定区域)の一部改正 (")
- *441 昭和27年和歌山県告示第427号 (建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定)の一部改正 (")
- *442 昭和28年和歌山県告示第90号 (建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定)の一部改正 (")
- *443 昭和35年和歌山県告示第207号 (建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定)の一部改正 (")
- *444 昭和36年和歌山県告示第131号 (建築基準法に基く確認区域の指定)の一部改正 (")
- *445 昭和46年和歌山県告示第109号 (建築基準法第6条第1項第4号の地域指定)の一部改正 (")
- *446 昭和26年和歌山県告示第1133号 (建築基準法第22条の指定)の一部改正 (")
- *447 昭和26年和歌山県告示第1335号 (建築基準法第22条の指定区域)の一部改正 (")
- *448 昭和33年和歌山県告示第730号 (屋根不燃区域の指

定)の一部改正 (")

- *449 昭和34年和歌山県告示第489号 (建築基準法に基く屋根不燃区域の指定)の一部改正 (")
- *450 昭和36年和歌山県告示第132号 (建築基準法に基く屋根不燃区域の指定)の一部改正 (")
- *451 昭和46年和歌山県告示第110号 (建築基準法第22条第1項の地域指定)の一部改正 (")
- *452 昭和27年和歌山県告示第477号 (建築基準法の規定により壁面線を指定)の一部改正 (")
- *453 昭和57年和歌山県告示第857号 (建築主事の駐屯地、所管区域及び所管する事務の区分の指定)の一部改正 (")
- *454 和歌山県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正 (")

○ 訓令

- *22 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令 (広報室)
- *23 和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令 (税務課)
- *24 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課)
- *25 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(軽油引取税に係る調査事務の嘱託)

第3条の2 本庁税務課長は、和歌山県税事務所長から軽油引取税の賦課徴収のための調査の嘱託を受け、調査事務を行うことができる。

第5条の2中「条例第107条第2項若しくは法第700条の21」を「条例第51条第2項若しくは法第144条の29」に、「第107条第5項」を「第51条第5項」に改める。

第5条の2の5の次に次の1条を加える。

(徴収の引継ぎ)

第5条の2の6 県税事務所の長は、徴収金(第2項及び第3項で掲げるものを除く。)を納付し、又は納入すべき者が他の県税事務所の長の所管区域内に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が他の県税事務所の長の所管区域内にある場合において、必要があるときは、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する県税事務所の長にその徴収の引継ぎをすることができる。

2 和歌山県税事務所長は、法人の県民税及び法人の事業税に係る未納の徴収金がある場合において、当該徴収金を納付すべき者の事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する県税事務所の長に対し、地方税法第20条の4第1項の規定を準用して、その徴収の引継ぎをするものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 和歌山県税事務所長は、ゴルフ場利用税、鉦区税及び軽油引取税に係る未納の徴収金がある場合において、必要があるときは、地方税法第20条の4第1項の規定を準用して、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する他の県税事務所の長にその徴収の引継ぎをすることができる。

第5条の3の5から第5条の4までの規定及び第5条の6中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第7条の3第1項中「第42条の37第3項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第7条の4及び第7条の5中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第7条の6中「(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)」を削る。

第8条第1項及び第2項中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第11条の2中「第699条の18第4項」を「第129条第4項」に、「第699条の21第5項」を「第132条第5項」に、「第699条の22第4項」を「第133条第4項」に改める。

第11条の3中「第114条の2第1項」を「第58条の5第1項」に改める。

第11条の4中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に、「第700条の30第4項」を「第144条の44第4項」に、「第700条の33第5項」を「第144条の47第5項」に、「第700条の34第4項」を「第144条の48第4項」に改める。

第11条の5第1項及び第2項中「第122条の2第2項」を「第58条の15第2項」に改める。

第11条の6中「第110条第2項」を「第55条第2項」に改める。

別記第1号の3様式(その2)中「第123条」を「第58条の16」に、「第56条の11」を「第43条の16」に改める。

別記第1号の12の2様式中「県税に」を「県税等に」に、「県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)」の次に「及び地方人特別税」を加える。

別記第9号の2様式中「第699条の14第2項」を「第125条第2項」に、「第107条第2項」を「第51条第2項」に改める。

別記第9号の3様式中「第699条の14第6項」を「第125条第6項」に、「第107条第6項」を「第51条第6項」に改める。

別記第9号の4様式中「第699条の15」を「第126条」に、「第108条」を「第52条」に改める。

別記第9号の5様式中「第69条第3項
第110条第2項」を「第55条第3項
第69条第3項」

に改め、「[個人所得の場合]」の次に「(個人が事業の用に供する場合を除く。)」を、「個人所得の場合」の次に「(個人が事業の用に供する場合を除く。)」を加える。

別記第9号の6様式中「第69条第2項
第110条第2項」を「第55条第2項
第69条第2項」

に改め、「(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)」を削る。

別記第10号の2様式中「第119条」を「第58条の10」に改める。

別記第10号の2の2様式中「第119条」を「第58条の10」に、「第119条第1項」を「第58条の10第1項」に改める。

別記第10号の2の3様式(その1)中「第111条第3項又は第112条第1項第5号」を「第57条第3項又は第58条第1項第5号」に、「第112条第1項第5号」を「第58条第1項第5号」に改める。

別記第10号の2の3様式(その2)の表中「1/円」を「円/1」に、「第112条第1項第6号」を「第58条第1項第6号」に、「第43号の12様式」を「第16号の36様式」に改める。

別記第10号の2の3様式(その3)中「第111条第4項又は第5項」を「第57条第4項又は第5項」に改める。

別記第10号の2の4様式中「第124条」を「第58条の18」に改める。

別記第10号の2の6様式中「第126条第1項」を「第58条の20第1項」に、「第700条の22第4項又は第5項」を「第144条の31第4項又は第5項」に改める。

別記第10号の2の7様式中「第130条」を「第58条の27」に改める。

別記第11号様式中「及び紀南県税事務所新宮出張所」を削り、「伊都振興局総務企画室及び日高振興局総務企画室」を「伊都振興局総務県民課、日高振興局総務県民課及び東牟婁振興局総務県民課」に改め、「(新宮出張所)〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8(東牟婁総合庁舎内) 0735

-21-9609」を削る。

別記第13号様式中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に改める。

別記第16号の7様式(その4)中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に改める。

別記第16号の10様式を次のように改める。

別記第 16 号の 10 様式 (第 14 条関係)

換価の猶予(期間延長)通知書

年 月 日

様

県税事務所長 氏

名印

あなたの未納の徴収金については、さきに納付誓約をされましたのでこれを換価の猶予(期間延長)として決定しましたから納税計画のとおり誠実に納付してください。

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条の 5 の規定により通知します。

換価 猶予 (期間 延長) を受ける 徴収金	年度	税目	納期限	税額	延滞金 額	加算 金額	滞納処 分費	合計	備考
				円	法律によ る金額 円	円	法律によ る金額 円		
					〃		〃		
					〃		〃		

換価猶予(延長)期間 年 月 日から 年 月 日まで 月 間

納 税 計 画

回	税 額	税 外	合 計	納 付 年月日	回	税 額	税 外	合 計	納 付 年月日
1				・ ・	5				・ ・
2				・ ・	6				・ ・
3				・ ・	7				・ ・
4				・ ・	8				・ ・

備考 この通知書は、法第 15 条の 5 第 3 項の規定により法第 15 条第 4 項前段の規定を準用する場合の通知について使用する。

別記第16号の15様式中「第700条の21第1項」を「第144条の29第1項」に改める。

別記第33号様式中「第114条第1項」を「第58条の4第1項」に改める。

別記第33号の2様式中「第114条第3項」を「第58条の4第3項」に改める。

別記第33号の3様式中「第700条の6の4第1項」を「第144条の9第1項」に、「第114条の2第1項」を「第58条の5第1項」に改める。

別記第33号の4様式中「第700条の6の4」を「第144条の9」に、「第114条の2」を「第58条の5」に改める。

別記第34号様式中「第700条の11の2」を「第144条の20」に、「第118条の2」を「第58条の25」に改める。

別記第35号様式中「第119条第3項」を「第58条の10第3項」に改める。

別記第36号様式中「第700条の11の3第3項」を「第144条の15第3項」に、「第119条」を「第58条の10」に改める。

別記第36号の2様式中「第700条の30及び第700条の³³₃₄」を「第144条の44及び144条の⁴⁷₄₈」に改める。

別記第36号の3様式中「第700条の33第3項」を「第144条の47第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第26号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第43条中「県土整備部都市住宅局都市政策課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町野 中字荘田111番1地 先から同町神野市 場字神原11番2地 先まで	新	11.00 ? 22.12	550.00	野中神原橋 L=97.00

和歌山県告示第427号

平成21年和歌山県告示第426号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
紀の川市西脇572 番12地先から同市 西脇588番1地先ま で	旧	7.30 ? 16.50	505.40	西脇橋 L=18.60
同上	新	9.60 ? 16.50	505.40	西脇橋 L=18.60

和歌山県告示第429号

平成21年和歌山県告示第428号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字坂足字仮屋132番7地先から同町大字坂足字仮屋133番4地先まで	旧	4.20 } 12.40	32.50	
同上	新	9.00 } 16.70	30.40	

和歌山県告示第431号

平成21年和歌山県告示第430号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字円満地西側286番1地先から同町大字大野字藤ノ側317番1地先まで	旧	3.20 } 9.70	216.50	
		7.50		

同上	新	17.10	216.50	
----	---	-------	--------	--

和歌山県告示第433号

平成21年和歌山県告示第432号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字藤ノ側319番5地先から同町大字大野字和籠399番2地先まで	旧	3.80 } 11.40	65.50	
同上	新	8.30 } 12.70	65.50	

和歌山県告示第435号

平成21年和歌山県告示第434号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道

2 路線名 あげぼの広角線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
新宮市王子町3丁目8027番地先から同市清水元5130番8地先まで	旧	9.80	258.50	
		30.80		
同上	新	9.80	258.50	
		30.80		
同上	新	8.40	294.60	
		72.60		

和歌山県告示第437号

平成21年和歌山県告示第436号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月10日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 小豆島船所線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の	延 長	備 考
	幅 員		
和歌山市直川字川田216番2地先から同市直川字川田221番2地先まで	12.90	67.63	
	22.00		
和歌山市直川字川田226番12地先から同市直川字川田226番4地先まで	15.23	64.35	
	24.34		

- 4 指定する期日 平成21年4月1日

和歌山県告示第439号

昭和26年和歌山県告示第1132号（建築基準法第6条第1項第4号の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日

から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「都市政策課」を「建築住宅課」に、「古座町」を「串本町」に改める。

和歌山県告示第440号

昭和26年和歌山県告示第1333号（建築基準法第6条第1項第4号の指定区域）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に、「串本土木事務所」を「東牟婁振興局串本建設部」に、「古座町」を「串本町」に改める。

和歌山県告示第441号

昭和27年和歌山県告示第427号（建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課、」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に、「市町役場」を「市役所」に、「海草郡下津町」を「海南市」に改める。

和歌山県告示第442号

昭和28年和歌山県告示第90号（建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に、「岩出土木事務所」を「那賀振興局建設部」に、「那賀町役場」を「紀の川市役所」に、「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に改める。

和歌山県告示第443号

昭和35年和歌山県告示第207号（建築基準法に基く確認区域並びに屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課および下津町役場」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び海南市役所」に、「海草郡下津町」を「海南市」に改める。

和歌山県告示第444号

昭和36年和歌山県告示第131号（建築基準法に基づく確認区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課および当該町役場」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び紀の川市役所」に、「那賀郡打田町 全地域」を「紀の川市の一部地域」に改める。

和歌山県告示第445号

昭和46年和歌山県告示第109号（建築基準法第6条第1項第4号の地域指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課、新宮土木事務所および」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課、東牟婁振興局新宮建設部及び」に改める。

和歌山県告示第446号

昭和26年和歌山県告示第1133号（建築基準法第22条の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「都市政策課」を「建築住宅課」に、「古座町」を「串本町」に改める。

和歌山県告示第447号

昭和26年和歌山県告示第1335号（建築基準法第22条の指定区域）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課」に、「串本土木事務所」を「東牟婁振興局串本建設部」に、「古座町役場」を「串本町役場」に、「古座町」を「串本町」に改める。

和歌山県告示第448号

昭和33年和歌山県告示第730号（屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課および」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び」に改める。

和歌山県告示第449号

昭和34年和歌山県告示第489号（建築基準法に基づく屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課および」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び」に改める。

和歌山県告示第450号

昭和36年和歌山県告示第132号（建築基準法に基づく屋根不燃区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「土木部建築課および」を「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び」に、「町役場」を「市町役場」に、「那賀郡 打田町」を「紀の川市」に、「西牟婁郡」を「東牟婁郡」に改める。

和歌山県告示第451号

昭和46年和歌山県告示第110号（建築基準法第22条第1項の地域指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「都市政策課」を「建築住宅課」に改める。

和歌山県告示第452号

昭和27年和歌山県告示第477号（建築基準法の規定により壁面線を指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「都市政策課」を「建築住宅課」に改める。

和歌山県告示第453号

昭和57年和歌山県告示第857号（建築主事の駐在地、所管区域及び所管する事務の区分の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「都市政策課」を「建築住宅課」に改める。

和歌山県告示第454号

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年和歌山県

告示第127号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2条別記第1号様式から別記第4号様式までの様式中「都市政策課長」を「建築住宅課長」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第22号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令

和歌山県広報広聴規程(昭和42年和歌山県訓令第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「各振興局総務企画室の副室長」を「各振興局地域振興部の副部長」に改める。

別表を次のように改める。

広報広聴資料	資料の内容
広報連絡会議資料	翌月以降の広報広聴計画
月間行事予定表	翌月の行事予定
県政のあゆみ	年間行事、事業の実績

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第23号

総 務 部
県 税 事 務 所

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

(和歌山県税規程の一部改正)

第1条 和歌山県税規程(昭和29年和歌山県訓令第162号)の一部を次のように改正する。

第10条中「法人等」を「法人」に改める。

第13条中「第163条第3項、第196条第2項、第699条の20第2項、第700条の32第2項」を「第131条第2項、第144条の46第2項、第163条第3項、第196条第2項」に改める。

第14条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条

中「第699条の19第3項及び第700条の31第3項」を「第130条第3項及び第144条の45第3項」に改める。

第19条中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第21条の2中「第107条第2項又は法第700条の21」を「第51条第2項又は法第144条の29」に改める。

別記第4号様式(その2)中「700-5①」を「144-5①」に、「700-5②」を「144-5②」に改める。

別記第11号様式中「第700条の5第1項第1号」を「第144条の5第1項第1号」に、「第700条の5第1項第2号」を「第144条の5第1項第2号」に改める。

別記第20号様式(その1)中「第700条の3」を「第144条の2」に、「第700条の5第1号」を「第144条の5第1号」に、「第700条の5第2号」を「第144条の5第2号」に改める。

(和歌山県税収入事務規程の一部改正)

第2条 和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第63条の2第4項及び第105条第2項」を「第49条第2項及び第63条の2第4項」に改め、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県訓令第24号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「午後1時15分」を「午後1時30分」に改め、同条第2項の表ナイトケア医師の項中「午後4時」を「午後4時15分」に改め、同表ナイトケア職員の項中「午後3時30分」を「午後3時45分」に改める。

第4条第1項の表看護部長職員及び看護副部長職員の部第1の項中「午後1時15分」を「午後1時30分」に改め、同部第3の項中「午後9時」を「午後9時15分」に改め、同表看護部長職員及び副看護部長職員の部第1のAの項中「午前4時から午前4時45分まで」を「午前3時から午前3時30分まで及び午前5時から午前5時30分まで」に改め、同部第1のBの項中「午前4時45分から午前5時30分まで」を「午前3時30分から午前4時まで及び午前5時30分から午前6時まで」に改め、同部第2の項中「第2」を「第2のA」に、「午後零時30分から午後1時15分まで」を「午前11時30分から午後零時30分まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第2のB	休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。	午後零時30分から午後1時30分までとする。
------	--------------------------------	------------------------

第4条第1項の表看護部長職員及び看護副部長職員の部第4のAの項中「午後8時45分」を「午後9時」に改め、同部第4のBの項中「午後9時30分」を「午後9時45分」に改め、同部第5の項中「午後9時」を「午後9時15分」に改め、同部第6の項中「午前10時45分」を「午前11時」に改め、同部第7の項中「午後2時45分」を「午後3時」に改め、同表看護職員の部第1のAの項中「午前4時から午前4時45分まで」を「午前3時から午前3時30分まで及び午前5時から午前5時30分まで」に改め、同部第1のBの項中「午前4時45分から午前5時

30分まで」を「午前3時30分から午前4時まで及び午前5時30分から午前6時まで」に改め、同部第2のAの項中「午後零時30分」を「午後零時45分」に改め、同部第2のBの項中「午前零時30分から午後1時15分まで」を「午前零時45分から午後1時45分まで」に改め、同部第3のAの項中「午後8時45分」を「午後9時」に改め、同部第3のBの項中「午後8時45分から午後9時30分まで」を「午後9時から午後10時まで」に改め、同部第4の項中「午前11時15分」を「午前11時30分」に改め、同部第5の項中「午後3時15分」を「午後3時30分」に改め、同表調理職員の部第1の項中「午前8時15分」を「午前8時30分」に改め、同部第2の項中「午後零時15分」を「午後零時」に改め、同部第3の項中「午後1時15分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第25号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「行政組織規則」を「和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「行政組織規則」という。）」に、「地方機関と」を「地方機関に」に改め、同条第3項中「第234条第1項」を「第208条第1項」に改める。

第15条中「規則」を「財務規則」に改める。

第16条の見出し中「前途資金」を「前渡資金」に改め、同条第1項中「規則」を「財務規則」に改める。

別表第1緊急を要するものの項中「県民並びに他機関からの依頼で、試験、研究、検査及び防疫上緊急を要する薬品、材料類」を「集中調達により調達する時間的余裕がないと集中調達機関が認めたもの」に改める。

別表第2出納局総務事務集中課の項中「女性相談所 子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考1中「4月10日」を「4月20日」に改め、同様式備考3中「100万円」を「160万円」に改め、「備品」の次に「並びに重要物品の調達」を加える。

別記第16号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。